

公園ではタバコのマナーを守りましょう

【問合わせ】都市計画課 ☎ 84-0665



みんなでマナーを守れば、公園はもっと楽しく、きれいになります。

①受動喫煙の恐れのある場所では禁煙

公園は受動喫煙の影響が大きい子どもから高齢者まで多くの方が利用します。望まない受動喫煙をなくすため、遊具や東屋など人の集まる施設周辺ではタバコを吸わないようにしましょう。



②タバコのポイ捨て禁止

タバコの吸い殻は持ち帰りましょう。美観を損ねるだけでなく、乳幼児の誤飲事故につながる危険があります。



③歩きタバコ禁止

周囲の公園利用者の迷惑になります。子どもの顔などに当たると非常に危険です。



生活排水(汚水)の適正処理についてのお願い

公衆衛生の向上および海や川などの水質保全を図るため、生活排水の適正処理にご協力をお願いします。

下水道が使える区域の方

下水道への接続をお願いします

現在、下水道が整備された区域内の88%以上の方が下水道に接続しています。建物の所有者は下水道へ接続することが法律(下水道法第10条)で義務づけられていますので、未接続の方はすみやかに接続をお願いします。

下水道への接続については、下水道課またはお近くの半田市下水道指定工事店へご相談ください。

【問合わせ】 下水道課 ☎84-0675



▲半田市下水道指定工事店

下水道が使えない区域の方

合併浄化槽への切替えをお願いします

下水道が使えない区域で、し尿汲取りまたは単独浄化槽を使用されている方は、合併浄化槽への切替えをお願いします。

浄化槽をご使用の方

浄化槽は微生物の働きで、汚水をきれいにする装置です。維持管理を正しく行わないと、浄化槽の機能が低下し、悪臭や河川等の水質汚濁の原因となります。

維持管理① 法定検査

毎年1回の法定検査が必要です。愛知県薬剤師会(☎052-683-1131)へ連絡して実施してください。

維持管理② 保守点検

定められた回数の保守点検が必要です。愛知県の登録を受けた保守点検業者へ委託してください。

維持管理③ 清掃

年1回以上の清掃が必要です。市の許可を受けた業者へ連絡して実施してください。

【問合わせ】 環境課 ☎23-3567



▲合併浄化槽への切替え



▲浄化槽をご使用の方へ

浄化槽清掃業者

業者名	所在地	電話番号
東海衛生(有)	半田市	0569-21-3591
オオブユニティ(株)	大府市	0562-47-0535
大昭工業(株)	名古屋市	052-503-5311
中衛工業(株)	名古屋市	052-811-8111

「半田市がん検診のお知らせ」の訂正について

令和4年度に40・45・50・55・60歳となられた方へ9月27日(水)に健康課より送付しました「半田市がん検診のお知らせ」の実施医療機関一覧について、一部内容に誤りがありましたので訂正します。

<知多クリニックの電話番号> 正 ☎21-0052・☎22-3231 誤 ☎22-0052・☎21-3231